

令和5年度第2回アンチ・ドーピング委員会の開催

3月5日(火)開催の標記委員会の概要についてお知らせします。

－協議事項－

■令和6年度アンチ・ドーピング関連事業計画

標記について、下記の通り承認されました。

- クリーンスポーツ Educator 制度が本格導入されることに伴い、JSPPO-Educator 3名の都道府県体育・スポーツ協会が主催するアンチ・ドーピング研修会への派遣を推進
- 都道府県体育・スポーツ協会で実施されている教育内容や講師を網羅的に把握し、教育効果をリアルチャンピオンクイズや知識クイズを用いて検証
- 公認スポーツ指導者、スポーツ少年団団員、総合型地域スポーツクラブ会員などにアンチ・ドーピングに関する情報提供を複数回実施

■JSPPO 中期計画 2023-2027 の達成状況

当協会中期計画のうち本委員会が所管する成果目標(No.15・16)について、令和5年度の達成状況を自己評価したレポートが承認されました。レポート内の文言の加筆・修正など最終的な取りまとめは菅原委員長、事務局に一任することとなりました。

－報告事項－

■令和5年度アンチ・ドーピング関連事業報告

標記事業について、報告しました。

1. 国スポ推進部所管事業

<特別国民体育大会におけるドーピング検査結果>

標記大会における29競技を対象に180検体を検査し、陽性数は0検体でした。

※第78回国民スポーツ大会冬季大会(北海道、山形県)は、競技数、検体数とも確認中

<アンチ・ドーピング教育受講に関する調査>

各都道府県におけるアンチ・ドーピング教育対象者の受講方法(指定研修、動画、教材)及び受講時期の把握を目的にアンケート調査を実施し、8都道府県の監督・選手3,399名(全体の15.3%)から回答がありました。

▽受講件数の増加時期

各都道府県のブロック大会が終了し、本大会に出場する選手が決定していく7月～8月に増加していました。

▽受講方法の特徴

全体をみると、半分以上の教育対象者が動画視聴によって教育を受講していました。一方、都道府県別で見ると、研修会の実施を中心としている県や、JSPPO ホームページ掲載のアンチ・ドーピング教育動画視聴の推奨を行う県など、異なる傾向がみられました。

2. スポーツ科学研究所所管事業

<アンチ・ドーピング普及・啓発活動>

令和 5 年度は、下記活動を実施しました。

- 都道府県体育・スポーツ協会へのアンチ・ドーピング教育・啓発の委託事業
- 都道府県体育・スポーツ協会アンチ・ドーピング担当者を対象とした情報提供会
- 特別国民体育大会ドクターズ・ミーティング
- 特別国民体育大会および第 78 回国民スポーツ大会冬季大会開会式会場におけるアウトリーチ活動
- アンチ・ドーピング活動に役立つ資料作成
- メールでのアンチ・ドーピング情報提供

<アンチ・ドーピング教育・啓発研究プロジェクト>

アンチ・ドーピング教育がアスリートの知識や行動に及ぼす効果の検証「アンチ・ドーピング教育の効果検証：サプリメント使用の有無に着目して」と題した調査を実施しました。

▽研究結果・考察

- 情報伝達中心の教育の場合、オンライン、e ラーニングいずれも同等の教育効果
 - 情報伝達中心では、アスリートが規則違反のリスクを理解し回避することが難しい可能性
 - 教育介入が知識に与える影響は限定的であり、信念の変化や確認行動の促進にはつながらない可能性
- ※本研究の詳細は、令和 6(2024)年 3 月 31 日発行予定の令和 5 年度当協会研究報告書に掲載します。

3. スポーツ指導者育成部所管事業

- 共通科目Ⅲ講習会の事前学習において、日本アンチ・ドーピング機構(以下、JADA)の e ラーニングコンテンツと確認テストを合計 1,079 名が修了
- 令和 6 年度は、アンケートの実施や教育内容の検討を JADA と協力しながら進行

4. 地域スポーツ推進部所管事業

スポーツ少年団団員(主に小学生)という対象者の特性を考慮し、アンチ・ドーピングを通したフェアプレーの啓発を重視した取り組みを行いました。

- 単位団代表者に対し、アンチ・ドーピングを通したフェアプレーに関する内容(壁新聞公開の周知)のメール配信
- ジュニア・リーダースクール参加者全員へフェアプレーについての記載があるテキストブックを配布
- シニア・リーダースクールおよび全国競技別交流大会の参加団員に対し、フェアプレー宣言に関するチラシを配布(全国競技別交流大会のうち、今後開催のバレーボールおよび剣道については配布予定)

■特別国民体育大会冬季大会におけるアンチ・ドーピング規程違反

令和 5(2023)年 1 月に実施した標記大会における規程違反について報告しました。内容は既報フラッシュ No.23-28(令和 5(2023)年 12 月 27 日発行)と同一のため、省略します。